

告 鎌田まりみ 外35名

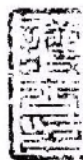
告 アーク・エンジェルズこと林俊彦

準備書面（被告3）

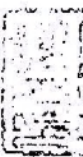
2007年（平成19年）8月10日

大阪地方裁判所 第11民事部合H係 御中

被告訴訟代理人弁護士 橋 口 玲



同（担当） 太 田 健 義



記

被告は、前回期日において、資料などは出来る限り開示すると原告側に答えた。その後、原告代理人に電話をして、通帳の管理の問題から（被告が普段使用して居るし、全ページをコピーするとなると相当の労力を要する。）、被告代理人側と事前に連絡をもらえれば、通帳やその他の資料を被告側事務所で原告側代理人に開示すると連絡した。

しかし、その後原告側代理人からは連絡がないまま、原告準備書面（4）が提出された。

現在、被告代理人の手元には、郵便局取引履歴、郵便振替受入明細（通信文）、郵便局預払状況調書、ジャパンネット銀行振込状況、総合仕訳帳のほか、記者会見などで用いた資料が存在する。これらは、いずれも原告側代理人に開示可能である。